

□ 手続書類

(1) 新規の割愛

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 市町村教委の割愛申請書 2. 教育振興事務所の進達書	教育振興事務所 学校教育課 県学校人事課	(様式割1) 2部 1部	(3月上旬)
3. 市町村教委の割愛依頼書 覚書 4. 教育振興事務所の進達書	教育振興事務所 学校教育課 県学校人事課	(様式割2) + 写1部 (様式割3) 2部 1部	県学校人事課の指定した日(3月中旬)

※1及び2の手続は、割愛枠を新規に申請するときのみ提出する。

(2) 割愛から岐阜県教育委員会 (市町村立小中学校) へ戻る場合

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
(県教委の割愛依頼を受けて) 1. 市町村教委の割愛回答 2. 教育振興事務所の進達書	教育振興事務所 学校教育課 県学校人事課	(様式割4) + 写1部 1部	県学校人事課の指定した日(3月中旬)

(3) 割愛退職手続

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 本人の(割愛)退職願 2. 学校長の具申書 3. 市町村教委の内申書 4. 教育振興事務所の進達書	学校長 市町村教委 教育振興事務所 学校教育課 県学校人事課	(様式割5) + 写3部 (様式退2) + 写2部 (様式退3) + 写1部 1部	県学校人事課の指定した日(3月下旬)

(注) 学校長の具申、市町村教委の内申は、様式退2、様式退3に準ずる。

※他都道府県公立学校教員へ割愛で転出する場合は、2-(2)の普通退職と同様の退職手続をとる。